

労働者（働く人）と使用者（会社、団体等）のみなさん

# 労働者と使用者の トラブル解決をお手伝いします！

相談無料

秘密厳守

公正・中立

こんなお悩み、ありませんか？

労働者側の相談例



- ・突然解雇された…
- ・残業代が出ない…
- ・パワハラでは…？

使用者側の相談例



- ・転勤に応じてくれない…
- ・勤務態度に問題のある職員がいて困っている…

まずは「相談」してみましょう！

宮崎県労働委員会では、労働に関するお悩みや労働者と使用者との間で生じたトラブルのご相談を受け付けています。  
まずは、お気軽に専用ダイヤルまでご相談ください。

※あっせん制度を裏面に御紹介しております。裏面も御覧ください。



～働くあんしんサポートダイヤル～

**0985-26-7538** (専用ダイヤル)

※通話料等通信料は利用者負担となります。

受付時間 9：00～12：00、13：00～16：00  
(土日・祝日、年末年始を除く)

◆労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています

◆電話相談のほか、メール専用相談フォーム、FAX、面談による相談も受け付けています  
(相談方法の詳細についてはホームページを御確認ください)

当委員会HPのQRコード →

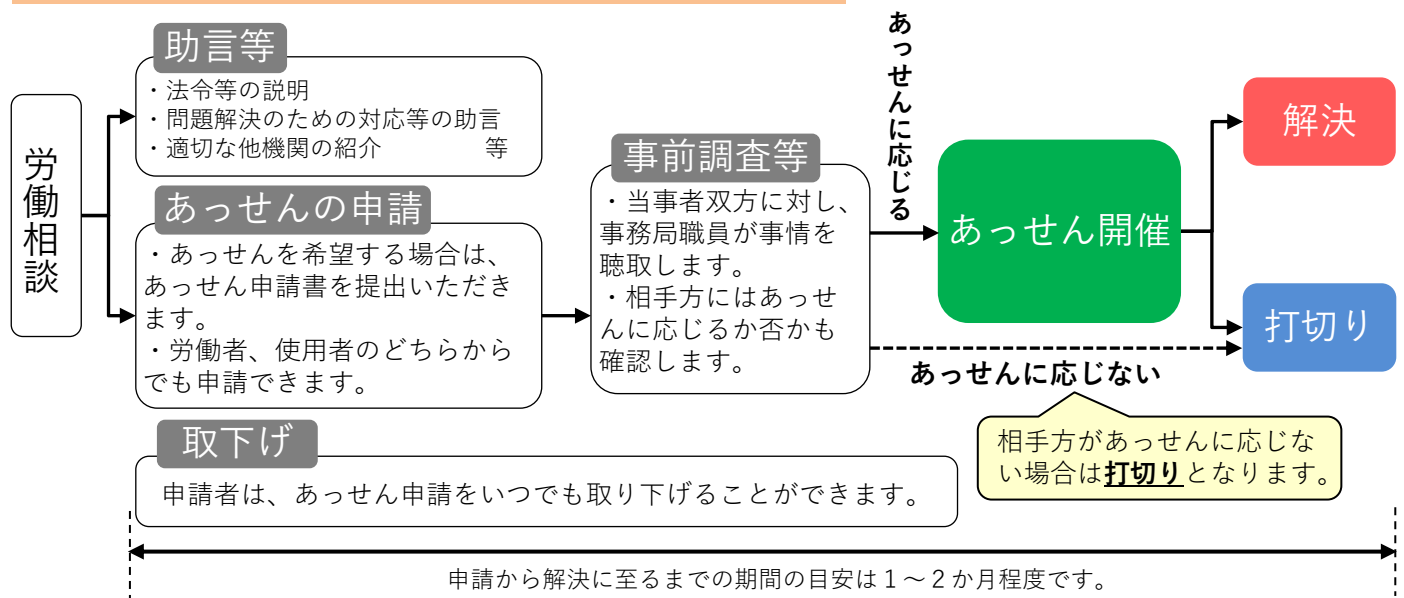


宮崎県労働委員会

〒880-0805 宮崎市橘通東1丁目9番10号 (県庁3号館6階)  
TEL：0985-26-7262 FAX：0985-20-2715



# 労働相談・あっせんの流れ



## あっせんの対象となるトラブルの例

- 突然解雇されたが、納得できない。
- 一方的に賃金を下げられた。
- 職場のパワハラが改善されない。
- 従業員が配置転換や転勤に応じてくれない。

など

## あっせんの対象とならないトラブルとは

一方的に「不満を持っている」というだけではあっせんの対象にはなりません。相手方に訴えても改善されない場合や、当事者同士で話し合いを行ったが解決できなかった場合にあっせんの対象となります。

また、裁判や労働審判で争われている事案、労働者の募集・採用に関する事、労働者同士のトラブルは対象外です。

## あっせんとは

労働者と使用者間のトラブルについて、労使間の話し合いがまとまらず自主的な解決が望めない場合に、解決に向けたサポートを行う制度です。

公・労・使委員の三者から構成される「あっせん員」が当事者双方の言い分をお聞きして、問題点を整理のうえ、助言を行い、合意点を探りながら歩み寄りを勧め、「あっせん案」（解決案）を提示するなどして、話し合いによる円満な解決をお手伝いします。



あっせんのイメージ

非公開・秘密厳守

無料

簡易・迅速

公正・中立

## 労働委員会とは

労働委員会とは、労働者個人又は労働組合と使用者との間で生じた紛争を解決するための公正中立な県の行政機関です。

**公益委員**（弁護士等）、**労働者委員**（労働組合役員等）、**使用者委員**（経営者団体の役員等）の公・労・使各側5名、計15名の委員で構成されています。

詳しくは、宮崎県労働委員会のホームページをご覧ください。



宮崎県労働委員会

検索



← スマートフォン用QRコード  
(当委員会のHPが表示されます)